

平成 31 年 4 月吉日

お客さま各位

青森県信用組合

改元および 10 連休に関するご案内

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

天皇陛下の御退位および皇太子殿下の御即位に伴い、5 月 1 日（水）に改元が実施され、4 月 27 日（土）から 5 月 6 日（月）までが 10 連休となります。

これらに関しまして、ご留意いただきたい点を取りまとめましたので、ご案内申し上げます。

1. 改元に関する Q & A

Q1. 新元号公表後、「平成」が表記された手形・小切手は使用できますか

2019 年 4 月 1 日の新元号公表後も、2019 年 4 月 30 日までは、「平成」表記の手形・小切手はそのままご使用いただけます。

Q2. 改元後、「平成」が表記されている「手形・小切手」はそのまま使用できますか

2019 年 5 月 1 日の改元後も、振出日・支払期日を問わず、「平成」表記の手形・小切手はそのままご使用いただけます。

- ・そのままご使用いただく場合、平成「31」年と表記ください。
- ・新元号に訂正する場合、「平成」に二重線を引き、新元号（令和）をご記入ください。
- ・原則訂正印は不要です。
- ・改元初年の表記は「令和 1 年」「令和元年」のどちらでも可能です。

【例】・そのままご使用いただく場合 : 平成 31 年 5 月 7 日

令和（新元号）
・新元号へ訂正する場合 : ~~平成~~ 1 年 5 月 7 日

令和（新元号）
: ~~平成~~ 元年 5 月 7 日

Q3. 新元号「令和」の手形・小切手を改元後すぐ使用したい

新元号「令和」表記の手形帳・小切手帳の作成には相応の時間を要します。改元後、準備が整い次第、新元号「令和」表記の手形帳・小切手帳を発行いたします。

大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

2. 10 連休に関する Q & A

Q1. 10 連休中、窓口は営業していますか

10 連休中は全ての店舗・出張所の窓口を休業とさせていただきます。
連休前後は、窓口が混み合うことが予想されますので、あらかじめ予定されているお手続き等につきましては、連休前にお早目の対応をお願い申し上げます。

Q2. 10 連休中、A T Mは利用できますか

当組合 A T Mは、10 連休中も一部の A T M（三厩支店、脇野沢出張所）を除き午前 8 時から午後 9 時までご利用いただけます。
当組合 A T Mのほか、提携金融機関の A T Mおよびコンビニ A T Mでもご利用いただけますが、所定の手数料がかかります。
※ 連休中は、現金が足りなくなり一時的に稼働を停止する A T Mが出る可能性がありますので、連休中の必要な現金につきましては、なるべく連休前にご準備くださいますようお願い申し上げます。

Q3. キャッシュカード・通帳・印鑑をなくした場合、どこに連絡したら良いか

しんくみ A T Mセンターへご連絡ください。
0 4 7 - 4 9 8 - 0 1 5 1（受付：2 4 時間）

Q4. 10 連休中に振込をする方法はありますか

当組合 A T Mは、10 連休中も A T Mによる即時振込みを可能としております。
※ お振込先の金融機関、口座の状況によっては、即時での入金とならない場合があります。この場合、振込予約となり 5 月 7 日（火）の振込となります。

【キャッシュカードの詐欺にご注意ください！】

改元・10 連休に関する各種対応において、当組合職員がキャッシュカードをお預かりすることや、暗証番号をお尋ねすることは絶対ありません。